



正前の恩給法第三十六条若しくは第三十七条ノ二の規定による加算をすべき勤務に服した者が恩給を請求する場合には、その者の所属庁の長は、その作成に係る勤務日誌の写を恩給請求書類に添付して差し出すことを要する。

附則

この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和十九年六月三〇日総理府令第四六号)  
この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三〇年九月一日総理府令第四一号)  
この府令は、昭和三十年十月一日から施行する。

附則 (昭和二年六月二〇日総理府令第三六号)  
この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三年五月二九日総理府令第四二号)  
この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三年六月二日総理府令第四七号)  
この府令は、昭和三十五年七月一日から施行する。

附則 (昭和三年四月一六日総理府令第二二号)  
この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三年六月一六日総理府令第三〇号)  
この府令は、昭和三十六年十月一日から施行する。

附則 (昭和三年六月一日総理府令第三二号)  
この府令は、昭和三十七年十月一日から施行する。ただし、第三十四号書式及び第三十五号書式の改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三八年六月二七日総理府令第二九号)  
この府令は、昭和三十八年十月一日から施行する。

附則 (昭和四六年六月二一日総理府令第三二号)  
この府令は、昭和四十六年十月一日から施行する。

附則 (昭和四八年七月二四日総理府令第四〇号)  
この府令は、昭和四十八年十月一日から施行する。

附則 (昭和四九年六月二七日総理府令第四一号)  
この府令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附則 (昭和五〇年一月七日総理府令第六七号)  
この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五一年六月三日総理府令第三四号)  
この府令は、昭和五十一年七月一日から施行する。

附則 (昭和五二年五月二四日総理府令第三〇号)  
この府令は、昭和五十二年八月一日から施行する。

附則 (昭和五五年一〇月三一日総理府令第五五号)  
この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五七年九月二五日総理府令第三六号)  
この府令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則 (昭和五九年六月二九日総理府令第三五号)  
この府令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則 (昭和五九年六月三〇日総理府令第三六号)  
この府令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則 (平成四年三月三一日総理府令第八号)  
この府令は、平成四年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年八月二四日総理府令第九〇号) 抄  
この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成二五年一月二四日総務省令第一七号) 抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二六年五月一五日総務省令第四八号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二六年五月二九日総務省令第五二号) 抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二七年三月三一日総務省令第三五号) 抄  
この省令は、公布の日から施行する。

別紙  
第一号書式

第一号書式

普通恩給請求書

普通恩給を給与されたく、証換書期を添えて請求します。

総務大臣 殿

年 月 日

(フリガナ)  
請求者氏名 \_\_\_\_\_

退職年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

退職当時の階級・官職名 \_\_\_\_\_

現住所

郵便番号 □□□ - □□□□

都道府県 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

(電話番号 - - )

## 第二号書式

第二号書式

普通恩給改定請求書

下記普通恩給を改定されたく、証換書期を添えて請求します。

総務大臣 殿

年 月 日

(フリガナ)  
請求者氏名 \_\_\_\_\_

恩給証書番号 \_\_\_\_\_ 号

現住所

郵便番号 □□□ - □□□□

都道府県 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

(電話番号 - - )

## 第三号書式

第三号書式

公務養病による恩給請求書

公務養病による恩給を (給与) (給与) (改定) されたく、証換書期を添えて請求します。

総務大臣 殿

年 月 日

(フリガナ)  
請求者氏名 \_\_\_\_\_

退職年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

退職当時の階級・官職名 \_\_\_\_\_

現住所

郵便番号 □□□ - □□□□

都道府県 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

(電話番号 - - )

## 第四号書式

第四号書式

再審査請求書

下記恩給を給与されていたところ、まだ養病が回復していないから再審査されたく、証換書期を添えて請求します。

総務大臣 殿

年 月 日

(フリガナ)  
請求者氏名 \_\_\_\_\_

恩給証書番号 \_\_\_\_\_ 号

現住所

郵便番号 □□□ - □□□□

都道府県 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

(電話番号 - - )

## 第五号書式

第五号書式	
<p>公務員による懲罰改定請求書</p> <p>加給の原因である家族の員数が「増加」したから、下記懲給を改定されたく、 証書欄を添えて請求します。</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(フリガナ) 請求者氏名</p>	
送附年月日	年 月 日
送附当分の役職・官職名	
現住所	<p>郵便番号 □□□□ - □□□□</p> <p>都道府県 _____</p> <p>_____</p> <p>(電話番号 - - )</p>

## 第六号書式

第六号書式	
<p>一時懲給請求書</p> <p>一時懲給を給与されたく、証書欄を添えて請求します。</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(フリガナ) 請求者氏名</p>	
送附年月日	年 月 日
送附当分の役職・官職名	
現住所	<p>郵便番号 □□□□ - □□□□</p> <p>都道府県 _____</p> <p>_____</p> <p>(電話番号 - - )</p>

## 第七号書式

第七号書式	
<p>扶助料請求書</p> <p>扶助料を給与されたく、証書欄を添えて請求します。</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(フリガナ) 請求者氏名</p>	
公務員(日本人等)氏名	公務員
死亡年月日	年 月 日 との続柄
現住所	<p>郵便番号 □□□□ - □□□□</p> <p>都道府県 _____</p> <p>_____</p> <p>(電話番号 - - )</p>

## 第八号書式

第八号書式	
<p>扶助料請求書</p> <p>扶助料を給与されたく、証書欄を添えて請求します。</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(フリガナ) 請求者氏名</p>	
請求者の公務員(日本人等)との続柄	
前扶助料権者氏名	
失権年月日	年 月 日
現住所	<p>郵便番号 □□□□ - □□□□</p> <p>都道府県 _____</p> <p>_____</p> <p>(電話番号 - - )</p>

## 第九号書式

第九号書式 傷病者遺族特別年金請求書 傷病者遺族特別年金を給付されたい。証拠書類を添えて請求します。 総務大臣 殿 年 月 日 (フリガナ) 請求者氏名 _____	
公務員(旧 職人等)氏名	公務員 氏名
死亡年月日	年 月 日 死亡時期
現住所	郵便番号 □□□□ - □□□□ 都道府県 _____ _____ (電話番号 - - )

## 第十号書式

第十号書式 扶助料改定請求書 下記扶助料を改定されたい。証拠書類を添えて請求します。 総務大臣 殿 年 月 日 (フリガナ) 請求者氏名 _____	
扶助料証書 記号番号	新 号
現住所	郵便番号 □□□□ - □□□□ 都道府県 _____ _____ (電話番号 - - )

## 第十一号書式

第十一号書式 扶助料証書替換請求書 扶助料証書を書き換えられたい。証拠書類を添えて請求します。 総務大臣 殿 年 月 日 (フリガナ) 請求者氏名 _____	
失権した 扶 料 証 書 の 氏 名	
失権年月日	年 月 日
現住所	郵便番号 □□□□ - □□□□ 都道府県 _____ _____ (電話番号 - - )

## 第十二号書式

第十二号書式 増給(加算)員数の変動 による扶助料改定請求書 増給(加算)の理由である遺族の員数が {増減} したから、下記扶助料を 改定されたい。証拠書類を添えて請求します。 総務大臣 殿 年 月 日 (フリガナ) 請求者氏名 _____	
扶助料証書 記号番号	新 号
現住所	郵便番号 □□□□ - □□□□ 都道府県 _____ _____ (電話番号 - - )

第十三号書式

加算に関する扶助料改定請求書

下記扶助料を改定をされたく、証書欄を添えて請求します。

総務大臣 殿

年 月 日

(フリガナ)  
請求者氏名

---

扶助料証書 届出番号	第 号
現住所	郵便番号 [ ]-[ ]
	都道府県
(電話番号 - - )	

第十四号書式

扶助料停止申請書

下記扶助料種者は所在が不明であるから、扶助料を停止されたく証書欄を添えて申請します。

総務大臣 殿

年 月 日

(フリガナ)  
申請者氏名

---

申請者と公務員との続柄	
扶助料種別	
所在不明 となった日	年 月 日

第十五号書式

扶助料転給請求書

下記扶助料種者の扶助料の停止期間中扶助料を転給されたく、証書欄を添えて請求します。

総務大臣 殿

年 月 日

(フリガナ)  
請求者氏名

---

扶助料種別	
停止事由	(次の該当する番号に○印をつけてください。) (1) 3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。 (2) 1年以上所在不明であること。 (3) 60歳未満の夫であること。
請求者の公務員との続柄	
現住所	郵便番号 [ ]-[ ]
	都道府県
(電話番号 - - )	

第十六号書式

一時扶助料請求書

一時扶助料を給付されたく、証書欄を添えて請求します。

総務大臣 殿

年 月 日

(フリガナ)  
請求者氏名

---

公務員(旧軍人等)氏名		公務員	
死亡年月日	年 月 日	との続柄	
現住所	郵便番号 [ ]-[ ]		
	都道府県		
(電話番号 - - )			



第二十一号書式

第二十一号書式

昭和30年法律第144号による改正後の戦傷病者戦没者遺族等  
 保護法による遺族年金 遺族年金 遺族年金 遺族年金

公務員 (氏名)  
 扶養料請求者 [遺族年金受給者]  
 公務員との続柄  
 (氏名)

上記公務員の死亡につき、上記扶養料請求者に対し、戦傷病者戦没者  
 遺族等保護法の一部を改正する法律(昭和30年法律第144号)によ  
 る改正後の戦傷病者戦没者遺族等保護法(昭和27年法律第127号)第  
 4条第2項ただし書の規定の適用により戦傷病者戦没者遺族等保護法  
 第23条第1項第1号に規定する場合は遺族年金を給すべきものと決定して  
 第34条第1項の規定による年金 号( 年 月 日付付)  
 [決定通知書] 第 号( 年 月 日付付)  
 の遺族年金 号を交付したことを証明する。

年 月 日  
 厚生労働大臣 印

備考 扶養料請求者が遺族年金を受けたときは、遺族年金の給付について取得し、  
 戦傷病者戦没者遺族等保護法による年金を受けたことのない扶養料請求者については、前項の規  
 定について証明すること。

第二十二号書式

第二十二号書式

昭和30年法律第144号による改正後の戦傷病者戦没者遺族等  
 保護法による遺族年金 遺族年金 遺族年金 遺族年金

公務員 (氏名)  
 扶養料請求者  
 公務員との続柄  
 (氏名)

上記公務員の死亡につき、上記扶養料請求者以外の下記の者に対し、戦傷  
 病者戦没者遺族等保護法の一部を改正する法律(昭和30年法律第144号)  
 による改正後の戦傷病者戦没者遺族等保護法(昭和27年法律第127号)  
 第4条第2項ただし書の規定の適用により戦傷病者戦没者遺族等保護法  
 第23条第1項第1号に規定する場合は遺族年金を給すべきものと決定して  
 第34条第1項の規定による年金 号( 年 月 日付付)  
 [決定通知書] 第 号( 年 月 日付付)  
 の遺族年金 号を交付したことを証明する。

記  
 公務員との続柄 (氏名)  
 年 月 日  
 厚生労働大臣 印

備考 1. 扶養料請求者が遺族年金又は年金を受けたことがなく、扶養料請求者以外  
 の者が遺族年金を受けたときは、遺族年金の給付について取得し、遺族年金を  
 受けたことのない扶養料請求者以外の扶養料請求者については、前項の規  
 定について証明すること。  
 2. 遺族年金の給付を受ける者が、公務員と続柄を有していないが、事實上  
 扶養料請求者との関係にあり、公務員と続柄を有しているときは、公務員との  
 続柄(扶養料請求者との続柄)と記載すること。

第二十三号書式

第二十三号書式

昭和30年法律第144号附則第11項の規定による年金 遺族年金 遺族年金 遺族年金

証明書

公務員 (氏名)  
 扶養料請求者 (年金受給者)  
 公務員との続柄  
 (氏名)

上記公務員の死亡につき、上記扶養料請求者に対し、戦傷病者戦没者  
 遺族等保護法の一部を改正する法律(昭和30年法律第144号)附則  
 第11項の規定による年金を給すべきものと決定して(決定通知書)第  
 号( 年 月 日付付)の年金 号を交付したことを証明する。

年 月 日  
 厚生労働大臣 印

第二十四号書式

第二十四号書式

昭和30年法律第144号附則第11項の規定による年金 遺族年金 遺族年金 遺族年金

証明書

公務員 (氏名)  
 扶養料請求者  
 公務員との続柄  
 (氏名)

上記公務員の死亡につき、上記扶養料請求者以外の下記の者に対し、  
 戦傷病者戦没者遺族等保護法の一部を改正する法律(昭和30年法律  
 第144号)第11項の規定による年金を給すべきものと決定して  
 [決定通知書] 第 号( 年 月 日付付)  
 の年金 号を交付したことを証明する。

記  
 公務員との続柄 (氏名)  
 年 月 日  
 厚生労働大臣 印

備考 年金受給者が、公務員と続柄を有していないが、事實上扶養料請求者  
 と同様の関係にあつたとき、公務員との続柄は「事実上の続柄関係に  
 あつた者」と記載すること。

第二十五号書式

第二十五号書式

昭和28年法律第181号附則第20項の規定による  
**遺族年金給付申請書**  
 申請書

公務員 (氏名) \_\_\_\_\_  
 扶助料請求者 (遺族年金受給者) \_\_\_\_\_  
 扶助料請求者 (遺族年金受給者) \_\_\_\_\_  
 公務員との続柄 \_\_\_\_\_  
 (氏名)

上記公務員の死亡につき、上記扶助料請求者に對し、職制等改定後遺族等認定簿の一部を改定する法律(昭和28年法律第181号)附則第20項の規定による遺族年金給付を給すべきものと決定して(基 礎 記 号) \_\_\_\_\_  
 第 \_\_\_\_\_ 号(年 月 日付付)の遺族年金証書  
 を交付したことを証明する。

年 月 日  
 厚生労働大臣 印

備考 扶助料請求者が遺族年金を受けたときは、遺族年金の給付について証明し、扶助料請求者が遺族年金を受けなかったときは、早給金の給付について証明すること。

第二十六号書式

第二十六号書式

昭和28年法律第181号附則第20項の規定による  
**遺族年金給付申請書**  
 申請書

公務員 (氏名) \_\_\_\_\_  
 扶助料請求者 \_\_\_\_\_  
 公務員との続柄 \_\_\_\_\_  
 (氏名)

上記公務員の死亡につき、上記扶助料請求者以外の下記の者に對し、職制等改定後遺族等認定簿の一部を改定する法律(昭和28年法律第181号)附則第20項の規定による遺族年金給付を給すべきものと決定して(基 礎 記 号) \_\_\_\_\_  
 第 \_\_\_\_\_ 号(年 月 日付付)の遺族年金証書  
 を交付したことを証明する。

記  
 公務員との続柄 (氏名) \_\_\_\_\_  
 年 月 日  
 厚生労働大臣 印

備考 扶助料請求者が遺族年金又は早給金を受けたことがなく、扶助料請求者以外の者が遺族年金を受けたときは、遺族年金の給付について証明し、遺族年金を受けた者がなく、扶助料請求者以外の者が早給金を受けたときは、早給金の給付について証明すること。遺族年金又は早給金を受給するが、公務員と続柄の証明をしていないが、事實上遺族等認定簿と関係の事情があったときは、公務員との続柄は「事実上の続柄(続柄、あつた等)」と記載すること。

第二十七号書式

第二十七号書式

英種事由の該当申請書

1 前に掲げられたこと等に關する申立て  
 (次の該当する番号に○印をつけてください。)  
 (1) 請求書に記入した退職年月日後  
 (2) 別添の欄に關する申立書に記載の理由が正し  
 ・ 3年を超えた慰労又は慰謝の期に届かされたこと。  
 ・ 在職中の職務に關する犯罪により懲罰上の罰に処せられたこと。  
 ・ 犯罪を犯したこと。

2 再就職に關する申立て(次の該当する番号に○印をつけてください。)  
 請求書に記入した退職年月日後、国営公務員、地方公務員又は非営利法人(三公社)職員として勤務したことが  
 (1) ない  
 (2) ある  
 (2)に○印をつけた方は、その勤務期間(2)を次に記入してください。  
 勤務年(月) 年 月 日 年 月 日  
 勤務年(月) 年 月 日 年 月 日  
 勤務年(月) 年 月 日 年 月 日  
 (上記の期間、勤務したことが認められれば再給付を受ける場合は、その雇止め番号等と再就職の年月日(2)を記入してください。)  
 雇止め番号(年金コード) \_\_\_\_\_  
 再就職の年月日 \_\_\_\_\_  
 再就職の再就職番号 \_\_\_\_\_

上記の○印を明記して下さい。  
 年 月 日  
 申請者氏名 \_\_\_\_\_

第二十八号書式

第二十八号書式

普通恩給失権事由の該当申請書

1 前に掲げられたこと等に關する申立て  
 (次の該当する番号に○印をつけてください。)  
 公務員(旧軍人等)は、(1) 退職(復員)後  
 (2) 別添の欄に關する申立書に記載の理由が正し  
 次の事項に該当したことがない。  
 ・ 3年を超えた慰労又は慰謝の期に届かされたこと。  
 ・ 在職中の職務に關する犯罪により懲罰上の罰に処せられたこと。  
 ・ 犯罪を犯したこと。

2 再就職に關する申立て(次の該当する番号に○印をつけてください。)  
 公務員(旧軍人等)は退職(復員)後、国営公務員、地方公務員又は非営利法人(三公社)職員として勤務したことが  
 (1) ない  
 (2) ある  
 (2)に○印をつけた方は、その勤務期間(2)を次に記入してください。  
 勤務年(月) 年 月 日 年 月 日  
 勤務年(月) 年 月 日 年 月 日  
 勤務年(月) 年 月 日 年 月 日  
 (上記の期間、勤務したことが認められれば再給付を受ける場合は、その雇止め番号等と再就職の年月日(2)を記入してください。)  
 雇止め番号(年金コード) \_\_\_\_\_  
 再就職の年月日 \_\_\_\_\_  
 再就職の再就職番号 \_\_\_\_\_

上記の○印を明記して下さい。  
 年 月 日  
 申請者氏名 \_\_\_\_\_

第二十九号書式

第二十九号書式

(配属者用) 扶助料失権事由申請書

私は、公務員(日本人等)死亡後、次の事項に該当したことがない。

- ・3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。
- ・国籍を失ったこと。
- ・婚姻(事実上の婚姻関係にある場合を含む。)したこと。
- ・遺族以外の者の養子となったこと。

上記のとおり申立てます。

年 月 日

\_\_\_\_\_  
 申込者氏名

第三十号書式

第三十号書式

一時扶助金の請求に関する申請書

1 刑に処せられたこと等に関する申請書  
 請求者(日本人等)は退職(復職)後、次の事項に該当したことがない。

- ・3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。
- ・在職中の職務に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられたこと。
- ・国籍を失ったこと。

2 普通恩給等に関する申請書(次の該当する番号に○印をつけてください。)

(1) 昭和48年10月1日  
 (2) 昭和49年9月1日  
 (3) 昭和49年8月1日

私に、(1) (2) (3) において、普通恩給又は退職年金に関する恩給法以外の法令の規定により日本人又は日本人としての実在職年を算入した期間に基づく退職年金を受けられる権利を有していない。

(注) 昭和48年10月1日………下士官以上としての在職年が1年以上の場合  
 昭和49年9月1日………下士官以上としての在職年が6月以上1年未満の場合  
 昭和49年8月1日………下士官以上としての在職年が6月未満の場合又は長の場合

上記のとおり申立てます。

年 月 日

\_\_\_\_\_  
 申込者氏名

第三十一号書式

第三十一号書式

(配属者用) 一時扶助料の請求に関する申請書

1 刑に処せられたこと等に関する申請書  
 公務員(日本人等)は退職(復職)後、次の事項に該当したことがない。

- ・3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。
- ・在職中の職務に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられたこと。
- ・国籍を失ったこと。

また、私は、公務員(日本人等)死亡後、次の事項に該当したことがない。

- ・3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。
- ・国籍を失ったこと。
- ・婚姻(事実上の婚姻関係にある場合を含む。)したこと。
- ・遺族以外の者の養子となったこと。

2 扶助料等に関する申請書(次の該当する番号に○印をつけてください。)

(1) 昭和48年10月1日  
 (2) 昭和49年9月1日  
 (3) 昭和49年8月1日

私は、(1) (2) (3) において、扶助料又は退職年金に関する恩給法以外の法令の規定により日本人又は日本人としての実在職年を算入した期間に基づく退職年金を受けられる権利を有していない。

(注) 昭和48年10月1日………下士官以上としての在職年が1年以上の場合  
 昭和49年9月1日………下士官以上としての在職年が6月以上1年未満の場合  
 昭和49年8月1日………下士官以上としての在職年が6月未満の場合又は長の場合

上記のとおり申立てます。

年 月 日

\_\_\_\_\_  
 申込者氏名

第三十二号書式

第三十二号書式

昭和28年法律第155号附則第24条の3又は第29条の2の規定に係る特例に関する証明書

(氏名)

上記の者は、公務員としての在職中の職務に就任して恩給給付の特例に関する特例の規定に関する法律(昭和27年法律第205号)による改正前の恩給法の特例に関する件(昭和21年勅令第69号)第8条第1項の規定に該当し、年 月 日から 年 月 日までの間勤務されていたことを証明する。

年 月 日

(法務大臣又は厚生労働大臣) 印

第三十三号書式

第三十三号書式

**執行(二)強制する申立書**

(署名)

年 月 日

上記の者は、<sup>強制</sup>年 月 日の執行に付せられたが、<sup>強制</sup>年 月 日

その際については、大赦を受けたことを執行猶予の意義しを奪り消されることなくその期間を経過したことを申し立てます。

年 月 日

被告氏名 \_\_\_\_\_

第三十四号書式

第三十四号書式

**執行(二)強制する申立書**

公務員(被告人等)(氏名)

(署名)

上記の者は、年 月 日

により<sup>強制</sup>年 月 日の執行に付せられたが、<sup>強制</sup>年 月 日

その際については、大赦を受けたことを執行猶予の意義しを奪り消されることなくその期間を経過したことを申し立てます。

年 月 日

被告氏名 \_\_\_\_\_

第三十五号書式

第三十五号書式

**懲戒処分(本懲戒)執行(二)強制する申立書**

年 月 日懲戒又は懲罰の処分により退職したが、

年 月 日当該懲戒又は懲罰が免除されたことを申し立てます。

年 月 日

被告氏名 \_\_\_\_\_

第三十六号書式

第三十六号書式

**懲戒処分(本懲戒)執行(二)強制する申立書**

公務員(被告人等)(氏名)

上記の者は、年 月 日懲戒又は懲罰の処分により退職したが、

年 月 日当該懲戒又は懲罰が免除されたことを申し立てます。

年 月 日

被告氏名 \_\_\_\_\_

第三十七号書式

第三十七号書式

**外国政府職員等の所得年月日  
に關する申立書**

昭和 年 月 日 (通称) に入籍した  
(転居) によって帰属したことを申し立てます。

年 月 日

昭和20年8月15日発給の本簿地

\_\_\_\_\_  
 申立書氏名

第三十八号書式

第三十八号書式

傷病手当金特別年金の請求に関する申立書

私は、公務員（旧軍人）が下の表の年金を受けていなかったことを申し立てます。

年 月 日

\_\_\_\_\_  
 申立書氏名

年 金 制 度	年 金 の 種 類
恩給法	普通恩給
旧国家公務員共済組合法	退職共済年金 障害共済年金
旧公共企業体(三公社)を含む)	退職年金 減額退職年金
旧地方公務員等共済組合法	障害年金

第三十九号書式

第三十九号書式

加給の原因である家族の員数の減少申立書

加給の対象となっていた家族の氏名	ツリガネ
対象でなくなった年月日	年 月 日
事由	(依の該当する番号に○印をつけてください。また、(2)に○印をつけた方は、具体的な事由を( )内に記入してください。) (1) 死亡 (2) その他( )

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

\_\_\_\_\_  
 申立書氏名

第四十号書式

第四十号書式

**加給事由(遺族)の届出**

恩給の請求及び支給の請求については、( ) 氏 名 ( ) を次の者委員の総代者とします。

年 月 日

(次の欄に各自が氏名及び住所を記入してください。)

氏 名	住所	公 務 員 としての職務	住所
氏 名		公 務 員 としての職務	
氏 名		公 務 員 としての職務	
氏 名		公 務 員 としての職務	



第四十五号書式

第四十五号書式  
加給(加算)の理由である遺族の員数の減少申立書

加給(加算)の対象となつていた遺族の氏名	フリガナ
対象でなくなつた年 月 日	年 月 日
事由	(次の該当する番号に○印をつけてください。また、(2)に○印をつけた方は、具体的な事由を( )内に記入してください。) (1) 死亡 (2) その他( )

上記のとおり申立じます。  
年 月 日  
申立書氏名 \_\_\_\_\_

第四十六号書式

第四十六号書式  
一時恩給に関する申立書

年 月 日 (恩給種別) 第 \_\_\_\_\_ 号の一時恩給決定通知書を受けました。

(次の該当する番号に○印をつけてください。)

この一時恩給を { (1) 返還する。  
(2) 返還しない。

上記のとおり申立じます。  
年 月 日  
申立書氏名 \_\_\_\_\_

第四十七号書式

第四十七号書式  
一時恩給に関する申立書

私は、死亡した公務員が受けるべきであつた一時恩給を請求し、(恩給種別) 第 \_\_\_\_\_ 号の一時恩給決定通知書を受けたことがある。

(次の該当する番号に○印をつけてください。)

この一時恩給を { (1) 返還する。  
(2) 返還しない。

上記のとおり申立じます。  
年 月 日  
申立書氏名 \_\_\_\_\_

第四十八号書式

第四十八号書式  
一時扶助料に関する申立書

私は、公務員が死亡したことにより、(恩給種別) 第 \_\_\_\_\_ 号の一時扶助料決定通知書を受けたことがある。

(次の該当する番号に○印をつけてください。)

この一時扶助料を { (1) 返還する。  
(2) 返還しない。

上記のとおり申立じます。  
年 月 日  
申立書氏名 \_\_\_\_\_





